

原案可決

議提議案第 9 号

埼玉県麦作等経営安定緊急対策を求める意見書

国においては、本年 3 月 25 日に「新たな食料・農業・農村基本計画」、10 月 27 日には「経営所得安定対策等大綱」を決定し、まさに戦後農政の大転換となる、品目横断的経営安定対策を策定した。

しかしながら、都市近郊にあって多様な経営形態が混在する本県農業の現状では、今回示された対策の要件を満たす農業者等は少なく、このままでは県内麦生産が大幅に減少するおそれがある。

なお、この制度は平成 17 年度内に趣旨の周知徹底を図り、農業者等は同 18 年度初頭には、具体的な取り組みを始めなければならない緊急を要するものである。

よって、埼玉県において、下記事項による麦作等経営安定緊急対策を早急に講じられるよう強く求める。

記

1. 対策の周知徹底
2. 対策の対象となる農業者等の早期育成・確保
3. 担い手へ農地集積を推進するため、小規模農家等が、認定農業者等へ農地の利用権を設定した場合の、経営安定対策促進奨励金の交付
4. 現在、県が経営基盤強化促進法の改正により進めている、県基本方針の策定に際して、認定農業者における所得水準を、現在の本県農業の実情に合わせ検討されたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 21 日

熊 谷 市 議 会

埼玉県議会議長 様

提出者	議	員	小	林	甚	一
〃	〃		栗	原	健	昇
〃	〃		大	久保	照	夫
〃	〃		松	本		亘
〃	〃		笠	原	秀	雄
〃	〃		泉		二	良
〃	〃		林	真	佐	子
〃	〃		岡	村	文	男
〃	〃		牛	込	志津	江
〃	〃		石	橋	咲	子